

## ◎平成30年12月農業委員会議事録

開催日時 平成30年12月11日(火) 午前9時30分

開催場所 嘉島町役場3階中会議室

農業委員出席者 下田 司 佐藤光志 村上卓也  
岡 牧生 中山 忍 岩永俊夫 西岡敏春  
松永雄治 吉田二郎 山内秀一 本田博士  
森田義美 森下文夫 高木勝美  
榮 恵

農業委員欠席者 友田 廣 林田 篤

事務局出席者 高田克明 篤岡潤一郎 柿本桃花

1 開 会 高田事務局長

2 会長挨拶 下田会長

3 議事録署名人指名 下田議長  
議事録署名人として、佐藤光志委員、榮恵委員を指名する。

4 議 事

- 1) 報告第21号 農地法第18条の合意解約について
- 2) 報告第22号 農地法第3条の届出について
- 3) 報告第23号 農地法第4条の届出について
- 4) 報告第24号 農地法第5条の届出について
- 5) 議案第25号 農地法第3条の許可申請について
- 6) 議案第26号 農地法第5条の許可申請について
- 7) 議案第27号 農用地利用集積計画承認申請について
- 8) その他

5 閉 会

○報告第21号 農地法第18条の合意解約について

議長 それでは議事に入らせていただきます。

報告第21号農地法第18条第6項の規定による通知が3件あっております。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい。では、報告第21号の1ページ目をお開きください。番号1。通知者。賃貸人。嘉島町上島〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇〇。賃借人。嘉島町上島〇〇〇〇番地。〇〇〇〇。物件の表示、大字上島字長池地番〇〇〇〇ー〇。台帳地目、田。現況地目、田。面積2,753㎡。契約の内容は平成28年3月1日から平成33年2月28日までの5年契約です。解約の合意が成立した日は、平成30年11月5日。土地の引き渡しの時期は平成30年11月12日。

次のページをお開きください。番号2。通知者。賃貸人。嘉島町下六嘉〇〇〇〇番地。〇〇〇〇。賃借人。嘉島町下六嘉〇〇〇〇番地〇。〇〇〇〇。物件の表示、大字下六嘉字大門ノ下地番〇〇〇〇ー〇。台帳地目、田。現況地目、田。面積401㎡。契約の内容は平成26年10月1日から平成31年9月30日までの5年契約。解約の合意が成立した日は、平成30年11月21日。土地の引き渡しの時期は平成30年12月31日。

次のページをお開きください。番号3。通知者。貸人。嘉島町下六嘉〇〇〇〇番地。〇〇〇〇。借人。嘉島町下六嘉〇〇〇〇番地。〇〇〇〇。物件の表示。大字下六嘉字圀地番〇〇〇〇ー〇。台帳地目、田。現況地目、畑。面積1,699㎡。契約の内容は平成19年12月1日から平成29年2月28日までの10年3か月契約。解約の合意が成立した日は、平成30年11月21日。土地の引き渡しの時期は平成30年12月11日。

以上です。

議長 ただいま説明がありました案件は、合意解約でございますので報告のみで終わらせていただきます。

○報告第22号 農地法第3条の規定による届出について

議長 続きまして、報告第22号農地法第3条の3第1項の規定による届出が3件あっております。

事務局の説明をお願いいたします。



ありまして、その南側の方に申請地。はるやまの南東側にあります。  
1枚めくっていただきまして、字図を示させていただいております。  
報告第23号についての説明は以上でございます。

議 長 　ただ今説明がありました案件は、市街化区域の農地転用でございますので、報告のみで終わらせていただきます。

○報告第24号 農地法第5条の規定による届出について

議 長 　続きまして報告第24号農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出が2件あっております。

番号1について、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 　はい。報告第24号の冊子を1枚めくっていただきまして、番号1。申請人。譲渡人。嘉島町大字北甘木〇〇〇〇番地。〇〇〇〇。譲受人。熊本市西区沖新町〇〇〇番地〇。〇〇〇〇。申請物件。大字井寺字小迫原地番〇〇〇-〇。地目、畑。面積265㎡。大字北甘木字平ノ上地番〇〇〇〇。地目、畑。面積307㎡。大字北甘木字平ノ上地番〇〇〇〇。地目、畑。面積228㎡。合計面積は800㎡。申請理由は資材置き場。施設の内容は砂利舗装でございます。

1枚めくっていただきまして、位置図を示させていただいております。左下の2筆が北甘木平ノ上。右上のサントリ一道路沿いにありますのが井寺でございます。1枚めくっていただきまして、字図を示させていただいております。まず、〇〇〇番地〇。1枚めくっていただきますと、北甘木の2筆を示させていただいております。

続きまして、番号2についてご説明いたします。申請人。譲渡人。嘉島町大字上仲間〇〇〇番地。〇〇〇〇。譲受人。嘉島町大字上仲間〇〇〇番地。〇〇〇〇。申請物件は、大字上仲間字上川原地番〇〇〇。地目、田。面積360㎡でございます。申請理由は倉庫と事務所でございます。施設の概要は鉄骨平屋建て1棟となっております。1枚めくっていただきまして、位置図を示させていただいております。左右に大劇嘉島店と右側は嘉島西小学校がありますが、大劇大駐車場の西側にあたります。1枚めくっていただきまして、字図を示させていただいております。〇〇〇の長方形の中心部にありますが、こちらが今回の申請案件でございます。

報告第24号についての説明は以上です。

議 長 ただいま説明がありました案件は、市街化区域の農地転用でございますので、報告のみで終わらせていただきます。

○議案第25号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長 続きまして議案第25号農地法第3条第1項の規定による許可の申請が2件あっております。

まず、番号1について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 はい。では、議案第25号1ページをお開きください。番号1。申請人。譲渡人。嘉島町下六嘉〇〇〇〇番地。〇〇〇〇。譲受人。嘉島町下六嘉〇〇〇〇番地。〇〇〇〇。申請物件は大字下六嘉字圀地番〇〇〇〇ー〇。台帳地目、田。現況地目、畑。面積1,699㎡。申請理由は譲渡人の申し出によるものです。次のページをお開きください。

続きまして、整理番号1の検討事項について説明します。

譲受人の農地を、後継者である譲受人へ贈与するための申請です。

まず、申請地はローソンの西側、康寿苑の北東側に位置する農地で位置図の申請地とかいてある部分になります。

本議案について、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否か、検討した結果を説明します。

まず、申請農地は、小作契約が結ばれておりましたが、今回の申請に伴い合意解約されましたので、使用収益権について問題ありません。

次に、全部効率利用要件については、譲受人への聴取及び地元農業委員である〇〇委員との現地確認により、現在保有している農地は作付されていないものの、維持管理がなされていることが確認されました。権利取得後の農地についても、維持管理及び大豆・麦を栽培する計画に必要な農機具及び労働力の確保と農地の効率的な利用について継続して指導することといたします。

次に、譲受人の農作業常時従事要件については、本人が農作業に常時従事している旨の記載が、申請書等にあるため要件を満たすものと判断します。

次に、譲受人の権利取得後における農地の経営面積が下限面積に達しているかについてですが、申請当時の経営面積が5,128㎡であるため問題ありません。

最後に地域との調和要件ですが、譲受人は以前から申請地を維持管理しており、また、申請書にも周辺の農業経営に影響がないように利

用する旨の記載があるため問題ないと判断します。

以上で説明を終わります。

議長 　ただ今、事務局の詳しい説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

委員 　ありません。(委員一同)

議長 　何もなければ承認でよろしいでしょうか。

委員 　はい。(委員一同)

議長 　ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。続きまして、番号2の件については〇〇委員関係の案件でございますので、〇〇委員の退室を求めます。

(〇〇委員退室)

事務局より説明をお願いします。

事務局 　はい。次のページをお開きください。番号2。申請人。譲渡人。熊本市中央区大江〇丁目〇番〇—〇〇〇号〇〇〇〇〇〇〇〇〇。〇〇〇〇。譲受人。嘉島町下六嘉〇〇〇〇番地。〇〇〇〇。申請物件。大字下六嘉字塚田地番〇〇〇〇。台帳地目、田。現況地目、田。面積376㎡。申請理由は譲渡人の申し出によるものです。次のページをお開きください。

続きまして、整理番号2の検討事項について説明します。

まず、申請地は県道六嘉秋津新町線の西側、嘉島町湧水公園の北側に位置する農地で、位置図の申請地と書いてある部分になります。

では、本議案について申請書等に記載された内容が、当該基準に適する否か、検討した結果を説明します。

まず、申請農地は小作契約が結ばれておりませんので、使用収益権について問題ありません。

次に、全部効率利用要件については、譲受人への聴取及び地元農業委員である〇〇委員との現地確認により、現在保有している農地は全て効率的に利用されていることが確認されました。権利取得後の当該農地についても必要な農機具及び労働力が確保され、効率的に利用されると思われま

次に、譲受人の農作業常時従事要件については、農作業に常時従事している旨の記載が申請書にあるため要件を満たすものと判断します。

次に、譲受人の権利取得後における農地の経営面積が下限面積に達しているかについてですが、申請当時の経営面積が171,049㎡であるため問題ありません。

最後に地域との調和要件についてですが、譲受人は以前から申請地と同じ地区で耕作をしており、また、申請書にも周辺の農業経営に影響がないように耕作する旨の記載があるため問題ないと判断します。

以上で説明を終わります。

議 長 　ただ今事務局から詳しい説明がございましたが、何かご意見ご質問はございませんでしょうか。何もなければ承認でよろしいでしょうか。

委 員 　はい。(委員一同)

議 長 　ありがとうございます。それでは承認とさせていただきます。  
〇〇委員の入室を許可します。  
　(〇〇委員入室)  
〇〇委員、承認されましたので報告いたします。

〇〇委員 　ありがとうございました。

○議案第26号 農地法第5条の許可申請について

議 長 　続きまして、議案第26号農地法第5条の規定による農地の転用許可申請が2件あっております。  
番号1について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 　はい。議案第26号の冊子を1枚めくっていただきまして、番号1。申請人。譲渡人。御船町大字高木〇〇〇〇番地〇〇〇〇〇〇〇〇号。〇〇〇。譲受人。熊本市東区保田窪〇丁目〇番〇〇号〇〇〇〇〇〇〇〇〇。〇〇〇。申請物件は大字上島字蔵園地番〇〇〇〇番地〇。台帳地目、田。現況地目、田。面積275㎡。申請理由は個人住宅。施設の概要は木造平屋建て1棟でございます。農用地

区域でない旨の証明はあります。隣接同意書は隣接農地がありませんでした。資金証明書はあります。開発許可は申請中で見込みありです。地元委員は〇〇〇〇でございます。1枚めくっていただきまして、位置図を示させていただいております。左側にドラッグストアがありまして、そこから東側に1本道を入れていきまして、申請地と示させているところでございます。災害公営住宅の隣接する北西側になります。続いて、字図を示させていただいております。〇〇〇〇番〇。中央部でございます。1枚めくっていただきまして、土地利用計画図を示させていただいております。生活雑排水や污水については既設の下水道につながられます。

番号1についての説明は以上です。

議長 次に、地元委員である〇から報告をいたします。  
先日、事務局と現地を確認しましたので、その状況を報告します。  
申請地は、上島集落内にある未整備農地であるため、農地区分としては第2種農地になると思われれます。  
現在、申請地周辺には農地はなく、営農上の支障はありません。  
周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられます。  
委員の皆様のご慎重なご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説明を終わります。  
続きまして、事務局より検討事項について説明をお願いします。

事務局 それでは、検討事項について説明します。  
農地区分につきましては、上島集落内の10ヘクタール未満の未整備農地でありますので、第2種農地と判断できます。  
営農上の支障につきましては、周辺に農地がないため問題ありません。  
総合的に判断した結果、計画面積は500㎡未満であり、周辺農地への影響もないことから、申請は許可相当と判断します。  
事務局からは以上です。

議長 番号1について、委員および事務局の説明が終わりましたが、何かご意見ご質問はございませんでしょうか。

委員 ありません。(委員一同)



議 長 それでは、承認でよろしいでしょうか。

委 員 はい。(委員一同)

議 長 ありがとうございます。では、承認とさせていただきます。  
続きまして、番号2について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 はい。番号2について説明させていただきます。申請人。譲渡人。  
御船町大字高木〇〇〇〇番地〇〇〇〇〇〇〇〇。〇〇〇。譲受人。  
嘉島町大字鯉〇〇〇〇番地〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇。〇〇  
〇。申請物件は大字上島字蔵園地番〇〇〇〇一〇。台帳地目、田。  
現況地目、田。面積363㎡でございます。申請理由は個人住宅。  
施設の概要は木造2階建て1棟。農用地区域は農用地区域でない旨  
の証明がございます。隣接同意書は隣接農地がないため不要ござ  
います。資金証明書はあります。開発許可は申請中で見込みがござ  
います。地元委員は〇〇〇〇でございます。1枚めくっていただき  
まして、位置図を示させていただいております。左側にドラッグス  
トアモリがあって、先ほどと同じ道を東側に進みまして、申請地を  
示させていただいております。1枚めくっていただきまして、字図  
を示させていただいております。1枚めくっていただきまして、土  
地利用計画図を示させていただいております。汚水生活雑排水汚水  
については、既設の下水導管につなげられます。雨水につきましては  
は、浸透柵で自然浸透されるご予定でございます。  
番号2についての事務局からの説明は以上です。

議 長 次に、地元委員であります〇から説明をいたします。  
先日、事務局と現地を確認しましたので、その状況を報告します。  
申請地は、先ほど報告しました申請地と同様に上島集落内にある  
未整備農地でありまして、農地区分としては第2種農地になると思  
われます。  
現在、申請地周辺には農地はなく、営農上の支障はありません。  
周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えら  
れます。  
委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願ひし、地元委員の説  
明を終わります。

続きまして、番号2について事務局より検討事項について説明をお願いします。

事務局 はい。それでは、検討事項について説明します。

農地区分につきましては、先ほど説明いたしました申請地と同じく上島集落内の10ヘクタール未満の未整備農地でありますので、第2種農地と判断できます。

営農上の支障につきましては、周辺に農地がないため問題ございません。

総合的に判断した結果、計画面積は500㎡未満であり、周辺農地への影響もないことから、申請は許可相当と判断できます。

事務局からは以上です。

議長 番号2について、委員と事務局から詳しい説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

それでは、承認でよろしいでしょうか。

委員 はい。(委員一同)

議長 ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。

○議案第27号 農用地利用集積計画の承認申請について

議長 続きまして、議案第27号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の承認申請が3件っております。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局長 はい。それでは、議案第27号について説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第13条第1項の規定による、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められたので、同法第13条第4項の規定により同法第18条第2項各号の事項を示して農用地利用集積計画を定めるべきことを町長に対し要請するものです。利用権の設定の計画が3件の面積が1,879㎡。うち、再設定が1件の714㎡です。

それでは、議案書の一覧表2ページをご覧いただきたいと思えます。区分・期間・借り手氏名・現経営面積・利用権の設定面積・合計面積・備考の順に説明をいたします。

まず、賃借権の設定が4年。〇〇〇〇。1, 209㎡。田。714㎡。1, 209㎡。更新でございます。同じく賃借権の設定で10年。〇〇〇〇〇〇〇。田の764㎡。新規です。使用貸借権の設定10年。〇〇〇〇。5, 296㎡。田の401㎡。5, 296㎡。新規でございます。

次、3ページをお開けいただきたいと思います。

個別に説明をいたします。利用権の設定者。利用権を設定する土地。利用内容。期間。反当りの小作料の順に説明をいたします。〇〇〇〇。〇〇〇〇〇。再設定。上仲間字上川原〇〇〇番地。田の714㎡。米・麦・大豆。5年。反当りの小作料が反当り60KGです。物納でございます。

次、4ページをお開きください。〇〇〇〇〇〇〇〇。〇〇〇〇。新規。犬渕字居屋敷〇〇〇ー〇。田の764㎡。水田。10年。反当りの10,000円でございます。

次、5ページを見ていただきたいと思います。〇〇〇〇。〇〇〇〇。新規。これは使用貸借権ですね。下六嘉字大門ノ下〇〇〇〇ー〇。田の401㎡。米・麦・大豆。10年でございます。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法・第18条第3項の要件であります、集積計画の内容が、町の基本構想に適合し、設定を受けた後において備える要件、農用地のすべてにおいて耕作の事業を行うこと。必要な農作業に常時従事すること。対象農地を効率的に利用して耕作を行うこと。権利者の2分の1以上の同意が得られているなどの要件を満たしております。

以上で議案第27号の説明を終わります。

議長 　　ただいま、詳しい説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

〇〇委員 　　はい。

議長 　　はい、〇〇委員。

〇〇委員 　　〇〇さんのは小作の期間が4年か5年かどちらですか。日付は4年になっているけれども、存続期間は5年と書いてあるから。

事務局長 　　これは、4年はまずないと思われまますので5年で。これは記載が

34年のところが35年になりますかね。これは確認して35年だ  
と思いますので訂正をお願いしておきます。

議 長 本人に確認して訂正させます。ほかに何かございませんでしょう  
か。〇〇さんは認定農家ですか。

事務局長 いいえ、違います。

議 長 〇〇とか〇〇通さないで本人との小作でしょう。でも、補助金は  
来るのですよね。交付金は。

〇〇委員 構成員になっていれば別ですね。大体はここに全部預けなければ  
いけないのですが。

議 長 認定農家なら個人で契約されるでしょうけれど、認定農家じゃな  
いなら全然契約は出来ないのでは。

事 務 局 〇〇〇〇〇〇〇〇に預けていただいた方が。

事務局長 貸し借りは出来るでしょうけれど、交付金対象にはならないと思  
われます。

議 長 交付金対象じゃないでしょう。

事 務 局 作業受委託契約をされますので、その中に付け出しがあるなら  
ばきます。

〇〇委員 計画書の中に全部入れてしまうならいいのですよね。

事 務 局 通常は預けた方がいいです。

議 長 ほかに何かご意見ございませんでしょうか。なければ、承認でよ  
ろしいでしょうか。

委 員 はい。(委員一同)

議 長 ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。  
本日提案されました案件は、すべて終了いたしました。  
続きまして、その他となっております。委員の皆様から何かござい  
ませんかでしょうか。  
何もなければ事務局から何かございませんでしょうか。

事 務 局 来月の農業委員会は1月10日木曜日でよろしいでしょうか。午  
前9時半からです。

委 員 はい。(委員一同)

議 長 それでは、本日の農業委員会はこれもちまして閉会いたします。  
お疲れ様でした。

前記のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

平成30年12月11日

会 長 下 田 司

委 員 佐 藤 光 志

委 員 榮 恵